

平成 年度補助金等交付申請書

平成 年 月 日

東川町長 松岡市郎様

(申請者) 住 所
氏 名

印

事業名 薪ストーブ設置事業

上記の事業に関し、補助金等の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

別紙「事業計画書~~（実績）~~」のとおり

2 事業の着手及び完了の予定期日

着 手 平成 年 月 日
完 了 平成 年 月 日

3 補助金交付申請額

金 円

(添付書類)

1. 補助関係添付書類

- ① (別記様式第3号) 事業計画~~（実績）~~書 ※ (実績) の部分を2重線で消す
- ② (別記様式第4号) 補助金等交付申請額算出調書
- ③ (別記様式第5号) 補助事業等に係る算出内訳書 (兼 経費配分調書・事業予算書)
- ④ 同意書
- ⑤ 委任状
- ⑥ 口座振替払申出書

2. 補助の内容が分かる図書

- ① 付近見取図
- ② 配置図 (住宅本体、付属建築物)
- ③ 平面図 (薪ストーブの配置を示したもの)
- ④ 立面図 (煙突の設置状況を示したもの)
- ⑤ 薪ストーブ設置箇所詳細図 (薪ストーブ設置に係る防火措置、煙突の設置状況がわかる図面)
- ⑥ 工事見積書 (写)
- ⑦ 薪ストーブの性能を示すカタログ等
- ⑧ その他必要な図書

3. その他、町長が必要と認める書類

補助金等交付申請額算出調書
（計画）

区分	補助事業等に要する経費 A 円	補助事業等に関して生ずる寄付金その他の収入 B 円	差引所要額 (A-B) C 円	補助対象経費 (補助基準により算出した額) D 円	補助基本額 E 円	補助率 F	補助金等交付申請額 (E×F) G 円	備考
薪ストーブ設置補助金								G 補助金等交付申請額 千円未満切捨
合計								

- 注1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「補助事業等に関して生じる寄付金その他の収入」欄には、補助基本額の算出に当たり補助事業等に要する経費から寄付金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に記載することとし、該当ない場合は斜線で抹消すること。
- 3 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載すること。
- 4 「補助対象経費（補助基準により算出した額）」欄には、別紙算出内訳により算出した額（別途要綱等により補助基準（額）が定められているときは、その基準により算出した額）を記載し、補助基準等が定められていないときは別に算出した額を記載すること。
- 5 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額（補助基準が定められているときはその額）を記載すること。
- 6 「補助率」欄には、補助金交付基準に関する規則で定める補助率を記載することとし、補助率によらない場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

別記様式第5号（第5条、第14条関係 兼第6号及び第7号）（A4）

補助事業等に係る算出内訳書（兼 経費配分調書・事業予算書）

（計画）

補助事業等に要する経費			補助対象経費（補助基準等により算出した額）		補助率	申請額
区分	算出基礎	金額	算出基礎（控除すべき財源等）	金額		
薪ストーブ設置補助金	※詳細に記入	円		円		円
合計						
補助事業に要する経費 A 円	町費補助(申請)額 B 円	自己資金 A-B 円	備考欄			
			■補助率 1/2以内 ■補助金等交付申請額 千円未満切捨			
工事完了予定年月日	設置工事費支払予定月					
平成 年 月 日	平成 年 月					

平成 年 月 日

東川町長 様

申請者 住所

氏名

印

同意書

私はこの補助金制度の申請条件を全て理解した上で申請をし、申請書及び添付書類に記入した事項、並びに以下に記す事項について、全て相違がないことを誓約いたします。

併せて補助金交付申請書に必要な条件となる、納税、税外諸収入金関係書類並びに住民基本台帳の調査を、役場職員がすることについて同意をいたします。

記

1. 私及び同居者は、町税及び町に納付すべき公共料金を滞納していません。
2. 私は、補助対象住宅に継続して居住することに相違ありません。
3. 私は、補助対象箇所に対して、国、道、町から他の補助金、助成金の支給を受けていません。

平成 年 月 日

東川町長 様

委任者 住所

氏名

印

委任状

私は次の者を、補助金交付申請に関する代理人と定め、補助金申請並びに完了実績報告に関する手続きを委任いたします。

記

1. 申請に関する代理人となる受任者

住所

氏名

印

(A4)

口座振替払申出書（新規・変更）

私に支払われる補助金等については、下記預金口座へ口座振替してください

金融機関名 ※郵便局以外をお願いします	支店名	預金種目	口 座 番 号	名 義 人 ※正確に記入願います。
				フリガナ

(注) 口座の名義は本人に限ります。

年 月 日

住 所

氏 名

印

東川町会計管理者 様

住宅における薪ストーブ等設置に関するチェックリスト

(建築基準法)

平成 年 月 日

薪・ペレットストーブ（以下「薪ストーブ等」という。壁付暖炉、いろりは除く）設置にあたり、建築基準法の規定については以下のとおり確認しました。

申請者： _____ 印

(設計者： _____)

●該当する項目およびチェックした項目の“□”欄に“✓”を付けてください。

A 内装制限の確認（建築基準法第 35 条の 2、施行令第 128 条の 4 第 4 項）

(1) 平屋建ての住宅である。	□ Yes	制限なし	→D へ
(2) 2 階建ての 1 階、3 階建ての 1 階又は 2 階に設置する。	□ Yes	→ B へ	
(3) 2 階建ての 2 階、3 階建ての 3 階に設置する。	□ Yes	制限なし	→D へ

B 薪ストーブ等の発熱量の確認

(1) 1 秒間当たりの発熱量が、18kW を超える。	□ Yes	→ C(1)へ
(2) 1 秒間当たりの発熱量が、18kW 以下。	□ Yes	→ C(1)orC(2)へ

C 壁、天井の仕上げの確認（令第 129 条第 6 項）

(1) 全て準不燃材料以上である。	□ Yes	→D へ
	□ No	→建築基準法に適合していません。
(2) 準不燃材料同等告示[平 21 国交告 225 号]に適合している →C(2)-1 を確認。	□ Yes	→D へ
	□ No	→建築基準法に適合していません。

D 煙突の確認(建築基準法施行令第 115 条)

(1) 煙突が屋根を貫通する場合： 屋上突出部は、屋根面からの垂直距離が 60 cm 以上とする。	□ Yes	(1)or(2) (3) 全て Yes なら 設置可能 (OK)
(2) 煙突が壁を貫通する場合： 高さは、先端からの水平距離 1 m 以内に建築物がある場合で、軒がある場合、軒から 60 cm 以上高くする。	□ Yes	
(3) イ)小屋根、天井裏、床裏に煙突の部分がある場合は、 不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とする。 ロ) 建築物の部分である可燃材料から 15 cm 以上離して設ける。又は、10 cm 以上の金属以外の不燃材料で造る。	□ Yes	

※C(2)-1 準不燃材料同等告示の確認(平 21 国交告第 225 号、令第 129 条第 1 項第二号ロ)

(A) ストープと壁(天井)の遠隔距離を「可燃物燃焼部分」以上にとる。	<input type="checkbox"/> Yes	
(B) ストープを壁(天井)に近接し、「可燃物燃焼部分」の間柱・下地・仕上を特定不燃材料とする。	<input type="checkbox"/> Yes	いずれか一つの方法によりストーブを設置する
(C) ストープを壁(天井)に近接し、「可燃物燃焼部分」に遮熱板等(特定不燃材料)と空気層を設ける。 *空気層(遮熱板と壁との距離)は、25mm以上 *遮熱板等(厚みを含む)とストーブとの距離は 27.5mm以上 (※可燃物燃焼部分の範囲内だが、ストーブからの放射線上において特定不燃材料等で有効に遮熱している場合は、その遮熱されている範囲内のみが可燃物燃焼部分にあたる。)	<input type="checkbox"/> Yes	↓ C(2) <input type="checkbox"/> Yes へ

(可燃物燃焼部分)ストーブの寸法を、w・幅、h(脚の高さ含まず)・高さ、d・奥行とする。

- ① : 正面(開口部がガラス等)からの距離 … $2.40\sqrt{(w \times h)}$
- ①' : // (開口部がガラス以外)からの距離 … $3.16\sqrt{(w \times h)}$
- ②、③ : 裏面、側面(開口部が無い面)からの距離… $1.59\sqrt{(w \times h)}$ 、 $1.59\sqrt{(d \times h)}$
- ④ : 上面(天板の帳出し含む)からの垂直距離… $0.0106\{1+10,000/(w \times d+800)\}(w \times d)$

(特定不燃材料)コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ 3 mm以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ 5 mm以上)、鉄鋼、金属板、モルタル、しっくい、石、せっこうボード(厚さ 12 mm以上で、ボード用原紙の厚さが 0.6 mm以下のもの)、ロックウール、グラスウール板